

（仮称）滋賀県文化財保存活用大綱の策定について

1. 大綱の趣旨

- ・ 滋賀県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組を進めていく上で共通の基盤とする
- ・ 県内の文化財の総合的な保存・活用の方針や複数の市町にまたがる広域的な取組、市町への支援の方針などについて定める

2. 文化財保護法改正・大綱作成の背景

- ・ 過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題
 - ・ 未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが必要
- ⇒ 文化財をいかにして確実に次世代に継承するか、「これからの文化財行政の在り方」について包括的に検討することが必要



文化財保護法の改正 (H31. 4. 1 施行)

- ・ 文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定が制度化されたもの

3. スケジュール（予定）

- 令和元年7月 常任委員会（骨子案）、教育委員会（策定概要および骨子案）
市町からの意見聴取
- 令和元年9月 常任委員会、教育委員会（素案）
- 令和元年12月 常任委員会、教育委員会（原案）
県民政策コメント実施、市町への提示
- 令和2年2月 常任委員会（最終案）
- 令和2年3月 教育委員会附議

このほか、有識者により構成される懇話会や、文化庁、文化財保護審議会等から適宜意見をうかがいながら策定を行う。

(参考)

文化財保護法

(文化財保存活用大綱)

第 183 条の 2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる。

文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（平成 31 年 3 月 4 日 文化庁）

大綱の記載事項

○大綱には、文化財の保存・活用に関する基本的な方針、文化財の保存・活用を図るために講ずる措置、域内の市町村への支援の方針、防災・災害発生時の対応、文化財の保存・活用の推進体制を基本的な事項として定める。